

「議案第 94 号 那覇市税条例の一部を改正する条例制定について」に対する附帯決議

議案第 94 号 那覇市税条例の一部を改正する条例制定は、令和 6 年度から課税が開始される森林環境税について、所要の規定を整備するものである。

森林環境税は、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税とともに創設された。

森林環境税の徴収は、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収するものであり、森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として交付されるものである。

審査から、個人の市民税の納税通知書に記載すべき納付額を森林環境税及び市県民税の合算額とするなど市民にとって納税の仕組みがわかりづらいこと、森林環境譲与税の活用については、直近で令和 4 年度の交付額 3,626 万 2,000 円に対し、那覇市役所小禄支所の木製カウンター設置等に 800 万 8,000 円のみ活用にとどまるなど活用が不十分であることから、殊に森林面積の少ない那覇市での運用にあたっては、以下の事項に努め取り組むよう求める。

- 1、市民にとってわかりやすい制度と税の周知をすること
- 2、森林環境譲与税は目的に沿って有効に活用すること

以上、決議する。

令和 5 年 9 月 26 日

那覇市議会

あて先 那覇市長